

平成 25 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 25 年 2 月 28 日（木曜日）

平成 25 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 25 年 2 月 28 日（木曜日）午前 10 時 00 分開議

◎議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 所管事項に係る委員会報告
調査第 6 号 生涯学習センターについて
調査第 7 号 生活保護世帯の実態について
調査第 5 号 中心市街地の活性化について
都市事例調査
- 日程第 2 議会改革特別委員会報告
- 日程第 3 監査委員報告（例月出納検査結果報告 24 年度 10 月～12 月分）
（定期監査報告）
（出資団体監査報告）
- 日程第 4 議案第 27 号 富良野市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 28 号 富良野市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第 26 号 富良野市教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 10 号～議案第 25 号（提案説明）
- 日程第 8 予算特別委員会設置

◎出席議員（17 名）

議 長	18 番	北	猛 俊 君	副議長	6 番	横 山 久 仁 雄 君
	1 番	渋 谷 正 文 君			2 番	小 林 裕 幸 君
	3 番	本 間 敏 行 君			4 番	黒 岩 岳 雄 君
	5 番	広 瀬 寛 人 君			7 番	今 利 一 君
	8 番	岡 本 俊 君			9 番	大 栗 民 江 君
	10 番	萩 原 弘 之 君			11 番	石 上 孝 雄 君
	12 番	関 野 常 勝 君			13 番	天 日 公 子 君
					15 番	岡 野 孝 則 君
	16 番	菊 地 敏 紀 君			17 番	日 里 雅 至 君

◎欠席議員（0 名）

◎説 明 員

市 長 能 登 芳 昭 君 副 市 長 石 井 隆 君

総務部長	近内 栄一 君	保健福祉部長	中田 芳治 君
経済部長	原 正明 君	建設水道部長	外崎 番三 君
商工観光室長	山内 孝夫 君	看護専門学校長	丸 昇 君
総務課長	若杉 勝博 君	財政課長	清水 康博 君
企画振興課長	稲葉 武則 君	教育委員会委員長	児島 応龍 君
教育委員会教育長	宇佐見 正光 君	教育委員会教育部長	遠藤 和章 君
農業委員会会長	東谷 正 君	農業委員会事務局長	大玉 英史 君
監査委員	松浦 惺 君	監査委員事務局長	影山 則子 君
公平委員会委員長	島 強 君	公平委員会事務局長	影山 則子 君
選挙管理委員会委員長	藤田 稔 君	選挙管理委員会事務局長	若杉 勝博 君

◎事務局出席職員

事務局	長 岩 鼻 勉 君	書	記 日 向 稔 君
書	記 大 津 諭 君	書	記 渡 辺 希 美 君
書	記 澤 田 圭 一 君		

午前10時00分 開議
(出席議員数17名)

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には
今 利 一 君
萩 原 弘 之 君
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

○議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。
市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-

平成25年第1回富良野市議会定例会行政報告について、議長のお許しをいただきましたので、報告申し上げます。

一つは、友好都市シュラートミンク市への訪問についてであります。

本市とシュラートミンク市が友好都市協定を締結してから昨年35周年を迎えることから、一昨年11月にシュラートミンク市長より、同市への招待と締結35周年記念式典開催の要請がありましたので、同市において開催されたFISアルペンスキー世界選手権2013に合わせ、2月6日から2月13日までの日程で、市内各界の代表の方など8名で訪問団を結成し、訪問してまいりました。

シュラートミンク市では、2月9日に訪問団とともにアルペンスキー世界選手権の大会運営を視察をし、さらに友好都市締結35周年記念式典に出席し、友好都市宣言を再表明するための証に、両市長で署名するとともに、両市のきずなと協力をより一層深め、さらなる交流へ発展することを確認いたしました。

二、要請活動について。

1、根室本線の運行体系改善に関する要請についてであります。滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町で構成する根室本線対策協議会会長として、12月25日、北海道旅客鉄道株式会社に対し、根室本線の運行体系の確保、臨時列車の継続・充実、地域観光資源の一層の活用、駅舎の整備について要請をしてまいりました。

2、富良野線の運行体系改善に関する要請についてであります。富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の1市4町1村で、2月5日、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社に対し、地域住民の利便性

を最優先した運行体系の確保と拡充、機能性の向上、観光リゾート地域の駅としての魅力と利便性の向上など、JR富良野線の改善について要請をしてまいりました。以上であります。

○議長(北猛俊君) 以上で市長の行政報告を終わります。

日程第1 所管事項に係る委員会報告

○議長(北猛俊君) 日程第1、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第6号について、総務文教委員長天日公子君。

○総務文教委員長(天日公子君) -登壇-

総務文教委員会より、調査第6号、生涯学習センターについての調査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、生涯学習センターについて、担当部局に資料の提出と説明を求め、現地視察を実施し、調査を進めてまいりました。

生涯学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動に寄与するとともに、市民の教育、学術及び文化の向上を図ることを目的として、旧富良野農業高等学校の施設を改修し、平成14年9月1日に開館いたしました。

生涯学習センターは、市民のさまざまな学習活動をサポートし、ふれあいの場を提供する施設として、山部公民館、博物館、文化財保護、自然体験の学習のための「ふらの森の教室」といった機能を複合的に有しております。

年間の平均利用者数は、施設全体で約4万人であり、地域住民はもとより、市街地から、また本市以外の団体なども利用している状況であります。

本委員会は、生涯学習センターが行う事業の内容と施設の利用状況を中心に調査し、担当部局から、一つ、生涯学習・山部公民館について、一つ、博物館について、一つ、文化財保護について、一つ、ふらの森の教室について、一つ、多目的アリーナについて、説明を受けたところであります。この5点につきましては御一読をお願いいたしまして、割愛させていただきます。

以上の調査から、生涯学習センターが積極的に多くの事業を実施し、さまざまな学習活動支援が行われていることを、委員全員が認識したところでございます。また、施設は全体的によく整理されており、管理が行き届いている印象を受けました。

調査において特に委員の関心が高かった取り組みとして、博物館事業が挙げられます。

まず、博物館の展示についてであります。常設展示コーナーは「富良野の人・自然・歴史」をテーマに、本市の風土の特徴をとらえた貴重な資料が整然と展示され、

現地視察の際に開催していた展示ホールの特別展も含み、館内のディスプレイに対する細心の配慮がうかがえました。

常設展示は変化に乏しい点が残念ですが、今後はときおり展示物を更新し、博物館が行う調査の過程や結果について、随時その資料も展示するなど、可能な限り変化を加え、何度見ても新鮮で味わい深い魅力的な展示を期待するものでございます。

また、調査プログラムについても、地域固有の動植物などの調査が行われており、さまざまな資料を収集するなど、博物館事業の推進に鋭意努力されていると評価するところであります。

このような取り組みが行われている博物館は、ぜひ市民に訪れて欲しい場所の一つであると、委員全員の意見が一致いたしました。

本委員会では、博物館をはじめとした生涯学習センターにおけるさまざまな取り組みをより多くの市民が知り、市民参加による活動をさらに広めるためにはどのような方法があるか、充実させるべき部分はあるか、といった点について議論いたしました。

まず、情報の市民周知に関しては、生涯学習センターのホームページや広報に記事を掲載するとともに、各報道機関への取材依頼や、山部公民館の広報紙「クマゲラ通信」を発行し、山部地域に配布するなど、事業や調査、イベントなどの周知に努力されてきました。

しかし、生涯学習センターは、本市の中心部や山部市街地から見て郊外に位置しており、利用できる交通機関も限られていることから、だれもが気軽に訪れるということは難しいと思われます。

また、内部に博物館や森の教室があることが外観からわかりにくいいため、看板も含めた案内表示や情報発信について工夫が必要な部分があると考えます。

この点について委員からは、文化会館や図書館などのほかの公共施設の情報コーナーにおいて、生涯学習センターのスペースを充実させ、博物館の展示物の一部を紹介するなど、一人でも多くの市民の目に触れるようにすることで、足を運ぶ機会がふえるのではないかと。

宿泊施設などにパンフレットを置いてもらうよう働きかけ、観光客が本市の歴史や文化を知るきっかけをつくることで、市民との交流が生まれ、地域の活性化につながるのではないかと意見が出されました。

これらの意見に加え、博物館の来館者が展示物の説明を希望する場合には、事前申し込みによりガイド対応が可能ですが、このことは余り市民に知られていない状況にあります。

説明を受けることにより、より理解が深まり、本市の博物館に関心を持つきっかけとなることから、施設案内に対応している点についても PR に努められたいところ

であります。

一方、森の教室につきましては、市民が自然の仕組みをよく理解し、森林を大切に、その資源を有効に活用する環境づくりのため、今後も東大演習林を初めとした関係機関・団体との連携のもと、内容の充実を願うものであります。

これまでの議論から、本委員会では、生涯学習センターが情報発信と体験や学習支援を充実し、継続することによって、市民の生活に寄り添った身近な存在となり、市民と協働の取り組みが、より円滑に進むものと考えます。

この積み重ねにより、一層本市の教育や文化の向上が図られ、郷土への親しみが深まるものと認識したところであります。

また、生涯学習センターは、さまざまな調査により、先人が築いた歴史や文化、本市の自然など、郷土に関する資料を集積するとともに、いまを生きる市民の暮らしをも記録し、より多くの人々に伝える大切な役割を担っていると考えます。

本委員会は、このような資料や記録の集積が本市の貴重な財産であるにとらえ、これらの財産が利益として、生涯学習センターの行う体験や学習支援などを通して市民に還元できるよう意識し、今後の取り組みを進めることが重要であるとの結論に至りました。

以上により、生涯学習センターについては、市民が一度は訪れ、「富良野の人・自然・歴史」の文化と財産を享受できるよう、情報の発信と還元の仕組みづくりを願うものでございます。

以上、総務文教委員会の事務調査報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第7号について、保健福祉委員長岡野孝則君。

○保健福祉委員長（岡野孝則君） -登壇-

保健福祉委員会より、事務調査第7号、生活保護世帯の実態について、調査の経過と結果について報告をいたします。要約し報告いたします。他については御一読願います。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、生活保護世帯の実態について調査を進めてきたところであります。

生活保護については、厚生労働省発表によると、平成24年10月における受給者世帯数が156万世帯を数え、また生活保護費が3兆円を超えるなど、過去最多を更新している。一方、不正受給問題をきっかけに、制度上の

問題点や年金制度の関係などについて、大きな議論になってきているところであります。今後の改正など注目を集めているところであります。

本委員会では、法定受託事務となっている生活保護制度そのものの議論については、今回行わず、決算書へ記載されている扶助費の延べ受給者数を初め、さまざまな数値を分析することにより、本市の生活保護世帯の実態についてまとめたものであることを、あらかじめお断りしておきます。

本市における平成24年10月現在の生活保護認定世帯数は、242世帯、315人となっており、世帯類型別に見ると、高齢世帯が104世帯、110人、母子世帯が11世帯、30人、障害世帯が45世帯、61人、傷病世帯が59世帯、74人、その他の世帯が23世帯、40人という状況であります。

また、平成23年度に生活保護を廃止した世帯は27世帯となっており、その内訳は、高齢世帯で7世帯、母子世帯で3世帯、障害世帯で3世帯、傷病世帯で11世帯、その他の世帯3世帯となっているところであります。

廃止世帯がある一方、生活保護に関する相談や生活保護の回数については、平成24年9月までに51件の相談があり、そのうち19件の生活保護の申請があり、18件について、生活保護が開始されている状況であるほか、月平均の相談件数では8.50件と、平成23年度の5.75件に対し大きく伸びている状況であります。

また、世帯人員の年齢分布については、315人中0歳から59歳までが133人、60歳以上の高齢者については182人と、半数を超えている状況であり、高齢者の生活保護が多いことがうかがえるものであります。

これらの人員のうち、居住等の状況であるが、315人のうち217人が在宅で生活している一方、入院や施設入所が32人という状況であります。

このほか、稼働者として働いている方が66人という状況であり、自立に向けて働いている方がいることがうかがえる状況となっております。

これらの世帯に対する福祉課として、訪問格付区分により、世帯をAからEまでに区部し、ケースワーカーにより訪問を行っているところであります。

また、北海道における生活保護の状況であります。人口1,000人当たり何人が生活保護を受けているかという保護率として、千分率（パーミル）で表記しており、本市の場合は、平成24年10月で13.2パーミルとなっており、全道の市平均33.8パーミル、政令市並びに中核市を除いた市平均26.6パーミルを下回っている状況であります。

これらの数値等を確認したのち、意見交換を行ったところ、次の3点について意見の一致を見たところであります。

1点目は、健康であることの重要性についてであります。生活保護の開始事由別に分類された統計によると、242世帯のうち、世帯主の傷病が111世帯を占めていることから、傷病をきっかけに生活保護を受けている実態があると思われま。

このことは、病気やけがによるものと推測をいたしますが、特に病気については先天性のものを除き、日ごろからの健康管理を十分に行うことで、重篤な状態を避けることができるため、生活保護を受けないためにも健康を維持することの重要性を認識することができたところであります。

2点目として、生活の自立に向けた努力と支援についてであります。さきにも述べたとおり、315人のうち、稼働者として働いている方が66人という状況は、委員会の想定を上回るものであります。

このことは、生活の自立に向けた努力として受けとめることができる一方、働いても生活保護以下の収入しかもらえていないと推測することができますが、おのおの就労実態まで調査を行っていないことから、詳細については不明であります。

しかし、委員会では、生活の自立に向け努力していることを認識し、保護世帯の努力だけにとどまらず、行政としても自立に向けた支援を行っている結果であると思われることから、今後においても一層押し進めていくことが重要と感じたところであります。

3点目には、不正受給問題を受けて、国において見直しに着手されつつあることから、何らかの対策が講じられるものと推測されるところであります。

今後において、これらの対策に速やかに対応し、遺漏のない生活保護行政を進められるよう望み、委員会からの報告といたします。以上でございます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で保健福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号について、経済建設委員長岡本俊君。

○経済建設委員長（岡本俊君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第5号、中心市街地の活性化について、調査の結果について報告いたします。本委員会では担当部局に資料の提出と説明を求め、中心市街地の活性化について調査を進め議論を重ねてまいりました。

富良野市の人口は、昭和40年まで増加傾向にありましたが、その中において中心市街地は、情報と文化そして経済の中心として発展してきました。昭和40年以降減少に転じ、現在は2万4,000人弱まで減少しております。その要因としては、地域住民のライフスタイルの多様化、

そして大型店舗の郊外展開など、消費動向の変化、新たに、中心市街地では、家屋の権利所有者が高齢化し、地価も割高であり、新たに居住をしづらい環境など、振興住宅地が郊外に展開されてきたところがございます。

中心市街地では多くの空き地が現在点在し、これまで有してきた生活の場としての機能やコミュニティ活動の維持、保持ができなくなり、中心街の意義が大きく問われているところでもあります。

富良野市は、中心市街地活性化の基本方針としてにぎわいの創出による商業活性化の推進とまちなか居住の推進の二つの方針を打ち出し、旧基本計画で行われた、富良野駅前地区土地区画整理事業並びに市街地再開発事業においては、中心街活性化センターふらっかが計画を上回る年間利用者があり、市民の健康づくりに大きく寄与しているところがございます。

しかし、小売店の減少には歯どめがかからず、まちなか居住人口の増加施策としては、大きな成果が残せなかったのではないかと、この点には感じております。

現基本計画では、協会病院跡地を活用したフラノ・マルシェ開発事業は、市街地に市民と観光客の交流の拠点を創出し、現在は4条街区再開発事業によって高齢者マンション、クリニック、保育所等の建設や商業施設の再配置を行い、3世代交流等の新たな交流空間の創出を目指しているところがございます。

さらに今後は、サンライズ・パーク開発事業による駐車場やポケットパークの整備を行い、人の流れの動線をつくり、まちなか回遊を目指しているところがございます。

本委員会では、中心市街地活性化事業が目指す方向として、富良野市が持つ優位性をいかし、魅力で利便性に富み、田舎でありながら都会的な魅力を合わせ持つ、ちょっとおしゃれな田舎町である快適空間「ルーバン・フラノ」構想を各委員が再確認した上で、中心市街地に求められている役割や機能とは何か、また、富良野市全体が共有できる将来にわたって安全安心なまちづくりを見据えた市街地再開発がどのように進められるべきかについて、意見が出されたところでもあります。

これまでの議論と要点について、5点ほどまとめさせていただきます。

まず第1点目に、事業推進に当たっての情報公開の徹底についてということでもあります。中心市街地活性化事業の推進に当たっては、対象となる国庫補助事業の内容変更等さまざまな要因によって、計画期間や内容、事業費等の変更も考えられることから、住民側へのタイムリーな情報公開に努めなければならない。

特に、現在進められている東4条街区市街地再開発事業は、ふらのまちづくり会社が事業施行者であり、今後のサンライズ・パーク開発事業においても、行政がその

スタンスを明確にした上で情報収集に努め、その発信を行うべきであるということでもあります。

2点目に、市街地の空き地、空き家対策についてであります。商店街の後継者不足や土地・家屋の権利所有者の高齢化により、中心市街地は空き店舗や空き地の増加が目立ち、市有地も含め集約化とその活用による中心市街地活性化のための施策の立案が急務である。その前提として、行政が空き地となっている市有地、民有地を集積・活用できるように条例や制度の整備を行う必要があり、土地・家屋の円滑な取引ができるよう、独自の施策を検討されたい。

また、新たな公共施設の建設に当たっては、中心市街地の店舗の空きスペースの活用や空き地の集積も考慮しながら、建設予定地の選定作業に当たられたい。

3番目として、商店街の再編とコミュニティ機能についてであります。委員会の議論では、商店街の活性化と中心市街地の活性化は分けて考えるべきという見解が示され、多様な消費構造の変化の中で、地元商店街を育てるのは市民自身であるという考え方を基本に、市民意識の醸成を図っていくべきである。

行政が支援しやすいように商店街の再編も視野に入れ、商工会議所と連携した取り組みを図られたい。

また、商店街は買い物以外にも、その役割として、地域の間人関係が希薄になっている中、地域のコミュニティ機能を併せ持つ位置づけが期待されているところがございます。

4番目として、高齢化社会に対応した交通体系のあり方。日常生活に必要なさまざまな機能と空間を集積し、お年寄りや一般市民が歩いて用が足せる利便性に富んだ中心市街地にするためには、オンデマンドバス、タクシーの試験運行など、新たな交通体系のあり方を調査・研究されたい。

5番目として、市民と観光客が集えるまちなか拠点の創出であります。今後進められるサンライズ・パーク開発事業においては、現行の基本計画期間終了後のまちづくりも見据え、店舗跡地の駐車場活用のみならず、無頭川の整備や周辺の空き地集約化を進め、市民と観光客が集える広場的なスペースをまちなかに設け、都市防災機能を兼ねた緑地公園として整備するなど、多様な機能を備えた新しい領域を目指されたい。

以上、富良野市の中心市街地は、時間の経過とともにその姿や機能を変えながら現在に至っており、今後、人口減少や高齢化など、来る要因の中で持続可能性を見出しながら、地域経済の発展、文化、医療、観光、防災などさまざまな視点から、市民の利便性を追求し、高齢者にも若者にも、また移住者にも便利で暮らしやすい、安心なまちづくりが求められている。

その核となる部分が中心市街地であり、50年、100年

先まで見据えた富良野のまちづくりを念頭に、今後の事業を進められたい。以上が経済建設委員会の報告でございます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

次に、都市事例調査について。

議会運営委員長日里雅至君。

○議会運営委員長（日里雅至君） -登壇-

平成24年第4回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について事例調査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

調査地、神奈川県開成町、埼玉県所沢市の議会を調査してまいりました。

まず、神奈川県開成町でございます。人口が1万6,700人、神奈川県内の西北部に位置いたしております、全町域は平たん地で神奈川県内33市町村の中で行政面積が一番小さく、また、県内の人口増加率、合計特殊出生率がトップである。都心、小田原市に近いことから、多くの若い世代が住みついています。

まず、議会運営と議会基本条例についてお話しをさせていただきます。開成町議会は、積極的な情報公開、政策活動への町民参加の推進、町長など行政機関との持続的な緊張関係の保持、議会の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保について、独自の議会運営ルールを策定し、町民と歩む協働型議会を目指し、平成22年4月から議会基本条例を施行しています。

開成町議会の議会基本条例において特徴的なものは、議案に対する議員の賛否の公表と日曜議会の開催、事前の答弁骨子の提出、政策形成過程等の説明、予算・決算における政策説明、総合計画・都市計画マスタープラン・教育振興基本計画の策定、通年議会、自由討議が挙げられております。

特色ある議会運営の取り組みの中で、開成町につきましては2点、通年議会の取り組みについてと、日曜議会の関係について、お話をさせていただきます。

通年議会を取り組む背景として、平成19年の定例会閉会后、大雨による酒匂川の氾濫と地域生活道路となっている古い橋が災害を受け、議会としてすぐ対応できなかった経過があり、災害時の非常時に即対応できる体制が求められていたところでもあります。

開成町議会の通年議会は、定例会の会期は1月から同年12月まで、回数は年1回とし、議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた年は年2回としております。

本会議は、定例月3月と6月9月及び12月として再開し、緊急に議案などの審議が必要な場合はその都度、本

会議を再開し、一般質問は定例月に再開する本会議において行うことになっております。

通年議会の利点として3点挙げられております。

1点目は、議員の一定数から町長に対する招集請求の必要がなくなり、通年会期であるから、一回招集すれば議長の判断で、必要に応じて本会議が開ける。

2点目、会期中であるため、委員会の閉会中の継続審査の手続が不要になり、委員長が招集すればいつでも委員会を開くことができる。また、災害時の非常時に即対応できる。閉会中は議会の活動能力がないもので、議員は議案を提出できないが、閉会中でなくなれば議案の提出も可能になり、いつでも委員会に付託し対応できるようになる。よって、議会が主導的・機動的に、その機能を十分発揮することができる。

通年会期であれば、緊急性を要して議会を招集する時間的余裕がない理由での専決処分がなくなるということでもあります。

開成町議会の議会運営につきましてはですね、その取り組みの土台となっているのは、議会基本条例であります。議員改選後は、基本条例制定に取り組んだ議会の議員のもとで新人議員5人を迎え、現在も議会改革に取り組んでおります。議員個々の資質の向上、開かれた議会に取り組むことは、新人議員においては当たり前として違和感なくスタートし、基本条例が大変効果を上げていると説明を受けました。

富良野市議会は、議会基本条例を設置いたしておりますけれども、いままでに取り組んでいる各々の議会運営、議会改革の取り組みについては、先例・事例申し合わせ事項などとして、市議会要覧に明記し対応しているところでもあります。

今後において、議会基本条例が住民、議員にどのような作用があるのか、まずは議員間で討論することが必要でないかと感じております。

続きまして、埼玉県所沢市、人口33万7,000人、埼玉県の南端にあつて東京都に隣接をいたしております。江戸時代から大正時代にかけて木綿を中心にした織物の生産が盛んで、織物のまちとして発展をいたしております。明治44年に日本初の飛行場ができ、航空発祥の地でもあり、2011年には100周年を迎えたということでもあります。

議会運営と議会基本条例についてでございます。平成9年4月に、全国に先駆けて議員提案により、「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」を制定いたしました。

また、政務調査費の使途の明確化、政治倫理規程の制定など、議会改革に取り組んできています。議会及び議員は、より一層市民からの信頼にこたえるため、積極的な情報公開を通じ説明責任を果たし、議会諸活動への市民参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達

な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにし、政策立案及び提言を積極的に行うべきとしております。これらの目的を達成し、これまで積み重ねてきた改革への取り組みを確かなものにするために、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託にこたえられる議会を目指すべく、平成21年2月、所沢市議会本会議において、委員会提出議案により、所沢市議会基本条例を可決いたしました。

所沢市議会の議会基本条例において特徴的なものは、議会のパブリックコメント手続、閉会中の文書による市長等に対する質問、議会審議における論点情報の形成、自由討議、政策討論会、専門的識見の活用、附属機関の設置、見直し手続が挙げられております。

特に、専門的識見の活用については、従来からあった公聴会や参考人制度は、一時的な意見聴取にすぎなかったが、地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門的事項に係る調査について、学識経験を有する者に依頼をし、その専門的識見を活用し議論することで、議員の政策形成能力の向上に結びつけようとするものであります。調査の委託として予算が1件5万円で年7回分というふうに計上いたしております。委託先については大学教授、個人、そのほかコンサルタント会社の法人の方も対象になっているということであり、これまで「所沢の農業について」、「議会基本条例制定について」、「都市計画における道路網について」など、調査の項目に活用されております。

また、政策討論会では、市長から提出されている議案に限らず、特定のテーマについて議員が持論を展開し、意見を交換することによって、共通認識を醸成する。平成24年2月、「地域の活性化と所沢ブランド」をテーマに1回目の討論会を開催し、138名が傍聴され、市民からはおおむね好意的に受けとめられていたということであり、今後継続していく予定であるけれども、討論した結果をどのようにしていくのが課題となっているということでございます。

それからもう1点、議会改革評価報告と議会事業評価報告ということであります。議員の一般選挙後速やかに、議会基本条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討するとして議会基本条例第27条の規定に基づき、議会改革、議会の事業の評価を行っております。条例に規定した項目の達成度を評価し、条例の改廃も含め、今後の議会改革の取り組みをさらに改善を図っていくということで、行っているものであります。

所沢市議会につきましては、二元代表制のもと議会が果たさなければならない役割について真摯に向き合い、何が足りないか現状の分析を行い、次にあるべき姿と現状のギャップを埋める施策を考え、その仕組みづくりを行っているということでもあります。

議会基本条例につきましては、議会の最高規範となるもので、議員が交代しても、いままで改革のために積み上げてきた実践を風化させないように文章化するものがあります。

富良野市議会はいままで、条例ありきではなく、住民代表機関としてあるべき姿を追求し、その目的のために何が議会運営にとって必要で、改革すべきなのかを議論し、実践の積み重ねを優先し成果を上げてきております。

今後の取り組みといたしまして、いままで取り組んで具体化された課題、成果をあげたもの、手直しが必要なものを検証、評価をして、現状に甘んじることなく議会運営に取り組むべきであると、各委員が認識をいたしました次第でございます。

時代の変化に伴い、議会に求められるものは高度化、多様化しており、議員自己改革も求められております。議会機能を十分に駆使し、住民の負託にこたえる議会として、役割と使命を果たしていくため、さらなる議会運営の機能強化に努めなければならないと痛感して帰ってまいりました。以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議会運営委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第2 議会改革特別委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第2、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長岡本俊君。

○議会改革特別委員長（岡本俊君） ー登壇ー

議会改革特別委員会より最終報告をいたします。

本議会改革特別委員会は、平成21年から22年までの第3次議会改革特別委員会において、今後の課題として議会報告会のあり方、自由討議の充実、政策提案、議会基本条例などの項目が報告され、市民の信頼と負託にこたえていくために、平成23年第2回臨時会において、第4次の議会改革特別委員会として再設置されたものであります。

第4次議会改革特別委員会として、議会の役割の再認識と議会改革の具体的な取り組みについて、33回の委員会を開催し、インターネット中継の先進地視察を行うなど、議会改革推進に向け、さらに議論を重ねて具体化してきたところであります。

第4次の議会改革特別委員会は、これまで行ってきた議会改革の取り組みの実績と改革の意義とあり方につい

て確認し、議会改革のあらゆる取り組みの根底には、議会と住民との関係に帰着し、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会を基本に、議会改革の検証・検討課題の整理を行い、確かな改革を目指し、取り組んでまいりました。

検討・具体化された項目について、報告させていただきます。

議会報告会のあり方。

議会報告会は、議会みずから地域に向き、議会の機能や活動、可否に至る審議過程を報告し、意思決定過程の説明責任を果たすことを目的にして、また、多様な市民ニーズを聴取する機会として開催をしてきました。

実践と検証を重ねながら、継続して取り組むことが肝要であることから、議会報告実施要綱を精査し、より効果的な実施を目指し、本来の開催目的や位置づけについて、議員の認識について再確認してきたところであります。

平成23年度では14会場において実施し、参加総数は177名、平成24年度は15会場で、372名の市民の皆さんの参加があり、市議会、行政、地域課題について幅広い意見が出されました。課題については議会全体で共有し、委員会調査、一般質問、質疑、自由討議に結びつけ、政策提言能力の強化、議員の資質の向上や議会審議の質の向上を図り、議会活動に反映することを基本に開催をしてきました。

今後の議会報告会においては、議会側よりテーマを示すなど、幅広く市民意見を聞く機会として検討を望むものであります。

議会広報活動のあり方についてであります。広報特別委員会において協議され、情報発信の一元化議論を受け、議会広報、FMラジオ、ホームページについては一元的な発信管理を同委員会が担うことに整理されました。

また、ユーストリームを利用したインターネットの議会中継について、費用対効果など、技術的検討、さらに先進地の視察を行い、理事者ほか関係各位の理解のもと協議を重ね、平成24年第4回定例会の一般質問から試験配信を実施してきたところであります。

実施に当たっては富良野市議会中継実施要綱を作成し、第1条の目的から第9条の委任まで、議会中継にかかわる要綱を定めたところであり、実施後は中継実証テストの評価として項目ごとに評価検証を行い、本格的実施に向け改善を図ってきたところであります。

なお、本格配信は、議場の音響設備も整い、平成25年第1回定例会より実施することとしましたが、今後においては継続して配信する運用体制を含め、技術的な改善を図りながら推進していくこととしています。

また、可視化に伴い、いままで以上に論点・争点を明らかにした議論が議員に対し、より求められているもの

と認識しているところでございます。

インターネット議会中継は、最終意思決定機関である本会議における議論を市民に速やかに情報公開することにより、議会に対する理解と信頼を高め、市民とともにまちづくり推進を目途に、理事者ともに意見交換を行いながら推進してきましたが、平成24年第4回定例会における試験放送では1,200件を超えるアクセスがあり、一層の情報公開に期待できる結果となりました。

議会ホームページは、議会情報を速やかに提供と公開を行うために重要な位置づけにあり、当初、掲載項目は8項目でありましたが、現在11項目にふやし、今後は各委員会報告、意見書、請願書等に加え、さらなる情報の充実を図りながら、発信に努めなければならないところであります。

3点目に、一般会議、議会とまちづくりトークについてであります。

情報公開の拡大は、あらゆる世代の住民参加を促すものであり、現在行っている議会報告会における意見交換によって、要望、意見を感知し、自由討議、一般質問、各委員会での議論に反映しているが、より幅広く住民の意見を聞く機会を設け、多様な意見等を聴取し、発生する諸課題への対応と政策提案の拡大を図ることを目的に、年齢を問わず、団体、個人グループから希望があれば対応し開催する一般会議（以下、議会とまちづくりトークという）の導入を決定いたしました。

議会とまちづくりトークは、市内で活動している市民、市民団体及びNPO等と個別に開催し、議会・市政に関することや、その他重要な事項について、市民と議員が自由に情報及び意見交換を行い、衆知を集める議会、政策能力を高める議会を目指し、第1条の目的から、第8条の成果及び効果等からなる一般会議実施要綱を作成し、平成25年1月1日より受け付けを開始しており、今後の活発な運用が大いに期待されるところであります。

自由討議の充実についてであります。

自由討議の実施は、平成23年第3回定例会において、議員定数、議員報酬について、平成24年度の予算特別委員会においては総合こども園について、議員間の討議を行ったが、時間の制約などもあり、意見を述べた状態で終了した感は否めないところであります。

本年2月15日に開催した自由討議では、今後の議会改革における議会基本条例について、議員各位の意見を出し合い、取り組みについての方向性を見出される結果となりました。

今後も自由討議の開催を重ねる中で、積極的な討議を行い、議会における熟議の場として真価が発揮されるものと感じられるものであります。

考察として、これまで議会改革の真の目的は、議員が切磋琢磨する中で、住民の提言を施策化する政策提案能

力、まちづくりの提案者としての提案と討議能力、二元代表制における監視能力を高め、住民の負託と使命を果たす取り組みを最優先にすえ、実践を先行して改革を行ってきました。

本委員会では、これまでの議会改革議論の積み重ねと実績を検証しながら、これまでの改革を空洞化させることのないように継続するとともに、改革先行型として推進してきた実績を基本としながら、明文化した議会基本条例の制定に向けた環境も整ってきたものと判断されることから、今後においては、議会の権能を重視した議論のもとで進展されることを望むものであります。

さらに、富良野市議会議員の残された任期も、平成23年の改選期から後半に入ることから、次期改選に向けて諸々考慮し、議員定数の適正化についても改めて議論の必要性が論じられつつあり、また常任委員会の所管のあり方をはじめ、残された諸課題の検証も求められることから、早い時期に判断し対処すべきものと述べ、議会改革特別委員会の最終報告といたします。以上です。

○議長（北猛俊君） たいだいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

日程第3 監査委員報告

○議長（北猛俊君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成24年度10月分から12月分の3件及び平成24年度定期監査報告、出資団体監査報告であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4

議案第27号 富良野市議会委員会条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第4、議案第27号、富良野市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長日里雅至君。

○議会運営委員長（日里雅至君） -登壇-

議案第27号、富良野市議会委員会条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

富良野市議会委員会条例の一部改正については、地方自治法第109条の2及び富良野市議会会議規則第13条の規定に基づき、提案するものであります。

本件は、平成24年9月5日、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布され、これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされておりましたが、改正法により一つの条文に統合され、委員の選任などに関する事項が条例に委任されたことに伴い改正を行い、あわせて、用字、用語の整理を行うものであります。なお、条例の施行日につきましては、公布の日からしようとするものであります。

議員各位におかれましてはよろしく審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第28号 富良野市議会会議規則の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第5、議案第28号、富良野市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長日里雅至君。

○議会運営委員長（日里雅至君） -登壇-

議案第28号、富良野市議会会議規則の一部改正について、御説明申し上げます。

富良野市議会会議規則の一部改正については、地方自治法第109条の2項及び富良野市議会会議規則第13条の規定に基づき、提案するものであります。

本件は、平成24年9月5日、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布され、本会議におきましても委員会と同様に、公聴会の開催や、参考

人の招致が行われるようになったことから、これらの手続きについて規定を整備するとともに、地方自治法の改正に伴い条項に変更が生じたため、引用している条項の改正を行い、あわせて用字、用語の整理を行うものであります。

また、第14章会議録につきましては、法にならない文言を整理しようとするものであります。なお、規則の施行日につきましては、公布の日からしようとするものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

訂正を願います。第14章会議録につきましては、「法にならない文言を整理しようとするものであります」というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第26号 富良野市教育委員会委員の任命について

○議長（北猛俊君） 日程第6、議案第26号、富良野市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第26号、富良野市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

富良野市教育委員会委員の山田淳二氏は、平成25年6月19日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を富良野市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、山田氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件、任命について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、任命に同意することに決しました。

日程第7

議案第10号～議案第25号（提案説明）

○議長（北猛俊君） 日程第7、議案第10号から議案第25号まで、以上16件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第10号、平成24年度富良野市一般会計補正予算について、御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ20億9,314万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億9,546万5,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加10件及び変更1件、債務負担行為の補正で追加3件、地方債の補正で追加2件、廃止1件、変更6件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

28、29ページでございます。

1款議会費は、委員費用弁償及び旅費、普通旅費等の減額で、219万円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、土地売払収入相当額を積み立てる財政調整基金積立金、将来の庁舎等の施設整備を目的とし、本議会に条例の制定を提案しており、庁舎等施設整備基金積立金、備荒資金組合納付金、(債)地域センター病院改築助成土地開発基金繰替運用積戻金、及び(債)地域センター病院改築助成ワイン事業基金繰替運用積戻金等の追加、登記図等の交付が電子申請で可能となったこと等により不用となった地籍調査事業費の登記図等複写業務委託料、富良野広域連合負担金等の減額及び、7目自治振興費の財源振替、差し引きいたしまして、2億1,617万1,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、介護保険特別会計繰出金、平成23年度分の障害者医療費国庫負担金精算返還金、利用増に伴う障害福祉サービス費等の追加と、国民健康保険特別会計貸付金、執行を見込んでの老人施設入所委託措置費、民間事業者が行う補助対象施設整備の工

期延伸に伴う地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金等の減額、2 項児童福祉費で、支給見込み等を考慮しての児童手当、児童扶養手当支給費、高等職業訓練促進給付金等の減額、及び3 目児童福祉施設費並びに4 目保育所費の財源振替、3 項生活保護費で、平成23 年度分の生活保護費負担金精算返還金等の追加と、支給見込みによる生活保護費の減額、差し引きいたしまして、1 億3,892 万8,000 円の減額でございます。

4 款衛生費は、1 項保健衛生費で、地域医療対策基金積立金等の追加と、執行を見込んでの医療受診者通院交通費助成金、看護職員養成修学資金貸付金、妊婦健康診査委託料等の減額及び6 目環境保全費の財源振替、2 項清掃費で、埋立処分場維持管理経費の施設修繕料の追加と、執行を見込んでの一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額、3 項水道費で、水道施設改修工事費補助金の追加と簡易水道事業特別会計繰出金の減額、差し引きいたしまして、910 万1,000 円の減額でございます。

6 款農林業費は、1 項農業費で、国の補正予算に伴う強い農業づくり事業費補助金、燃料単価の高騰に伴う農村環境改善センター管理費の指定管理料等の追加と、事業費確定による防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、栽培用ハウス促進事業補助金、農地集積協力金等の減額、差し引きいたしまして、1,480 万7,000 円の追加でございます。

7 款商工費は、1 項商工費で、燃料単価の高騰に伴う中心街活性化センター管理運営費の指定管理料、国費財源の配分調整及び国の補正予算に伴う市街地再開発事業補助金等の追加と、執行見込みによる中小企業振興資金保証料補給金、補助対象額の確定に伴う企業振興促進補助金等の減額、差し引きいたしまして、6 億938 万7,000 円の追加でございます。

8 款土木費は、1 項土木管理費で、国の補正予算に伴う土木機械整備事業費の車両購入費の追加、2 項道路橋梁費で、事業費の確定に伴う五区山部線舗装改修工事費(特防)、中央通1 バリアフリー化工事費、山部川橋架換工事費の減額、及び2 目道路維持費の財源振替、4 項都市計画費で、事業費確定に伴う都市計画改定委託料の減額、5 項住宅費で、公営住宅長寿命化改修工事費、公営住宅建設工事費等の追加、事業費確定に伴う住生活基本計画策定委託料、公営住宅の設計委託料等の減額、差し引きいたしまして、1 億5,985 万1,000 円の追加でございます。

9 款教育費は、1 項教育総務費で、教職員住宅維持補修事業費の施設修繕料の追加と、交付を見込んでの高等学校バス通学費補助金、事業費確定による旧西達布中学校校舎・屋内運動場解体工事費の減額、2 項小学校費で、小学校管理費の燃料及び光熱水費、国の補正予算に伴う教材購入費及び麓郷小(中)学校屋内運動場改築工事費、並びに国費財源の調整により追加実施する東小学校校

舎・屋内運動場改築工事費及び監理委託料等の追加と、事業費確定による麓郷小(中)学校屋内運動場改築事業費の設計委託料の減額、3 項中学校費で、中学校管理費の燃料及び光熱水費及び国の補正予算に伴う教材購入費の追加、4 項幼稚園費で、交付を見込んでの私立幼稚園就園奨励費補助金の減額、5 項社会教育費で、寄附金により図書を購入する図書費、生涯学習センター管理経費の暖房器具を更新する器具購入費等の追加と、事業の完了に伴うふらの演劇祭実行委員会交付金の減額、6 項保健体育費で、燃料単価の高騰に伴う体育施設管理費の指定管理料等の追加と、富良野スキー場の小学生リフト無料化に伴い不用となった、子どもスキー技術向上支援事業費の施設使用料等の減額、差し引きいたしまして、12 億8,621 万9,000 円の追加でございます。

11 款公債費は、支払額の確定に伴う地方債償還利子で、1,307 万5,000 円の減額でございます。

12 款給与費は、市町村職員退職手当組合負担金で、3,000 万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして14、15 ページでございます。

1 款市税は、収入の見込みを考慮し、1 項市民税で、2 目法人の法人税割の追加と、1 目個人の所得割の減額、4 項たばこ税及び7 項入湯税の追加、差し引きいたしまして、72 万2,000 円の減額でございます。

11 款地方交付税は、普通交付税で、交付決定により2 億774 万5,000 円の追加でございます。

13 款分担金及び負担金は、老人福祉施設の施設入所者負担金(現年度分)及び保育所負担金(現年度分)で、580 万2,000 円の追加でございます。

14 款使用料及び手数料は、看護専門学校の授業料(現年度分)で、52 万5,000 円の減額でございます。

15 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金及び公立学校施設整備費国庫負担金の追加と、生活保護費負担金、児童扶養手当支給費負担金及び児童手当負担金の減額、2 項国庫補助金で、雪寒指定路線除排雪事業交付金、地域住宅交付金、市街地再開発事業交付金、学校教育施設整備等補助金、学校施設環境改善交付金、五区山部線舗装改修工事補助金の追加と、介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金、中央通1 バリアフリー化事業交付金、山部川橋架換事業交付金、幼稚園就園奨励費補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の減額、3 項委託金で、国民年金事務協力・連携委託金の追加、差し引きいたしまして、8 億9,440 万円の追加でございます。

16 款道支出金は、1 項道負担金で、障害者自立支援給付費負担金の追加と、児童手当負担金の減額、2 項道補助金で、強い農業づくり事業補助金等の追加と、母子家庭自立支援費給付事業費補助金、農地集積協力金等の減

額、3 項委託金で、北海道統計調査員確保対策事業委託金の追加と諸統計調査委託金の減額、差し引きいたしまして、4,674 万 9,000 円の追加でございます。

17 款財産収入は、土地売却収入で、425 万 9,000 円の追加でございます。

18 款寄附金は、一般寄附金及び教育費寄附金で、223 万 9,000 円の追加でございます。

19 款繰入金は、財政調整基金繰入金、開庁 100 年記念事業基金繰入金及びスポーツ振興基金繰入金の減額で、7,151 万 6,000 円の減額でございます。

21 款諸収入は、生活保護費返還金収入（現年度分）、いきいきふるさと推進事業助成金等の追加と、看護専門学校施設管理費（現年度分）等の減額、差し引きいたしまして、251 万円の追加でございます。

22 款市債は、市街地再開発事業債、南 4 丁目 2 道路改良舗装事業債、北 3 号線 2 道路改良舗装事業債、公営住宅建設事業債、東小学校校舎・屋内運動場改築事業債、麓郷小（中）学校屋内運動場改築事業債の追加と、五区山部線舗装改修事業債、中央通 1 バリアフリー化事業債、山部川橋架換事業債の減額、差し引きいたしまして、10 億 220 万円の追加でございます。

戻りまして、6 ページから 9 ページでございます。

第 2 条繰越明許費の補正は、第 2 表繰越明許費補正に記載のとおり、6 款農林業費、1 項農業費の強い農業づくり事業、7 款商工費、1 項商工費の市街地再開発事業、8 款土木費の 1 項土木管理費の土木機械整備事業、5 項住宅費の公営住宅入居者移転事業、公営住宅長寿命化事業及び公営住宅建設事業、9 款教育費の 2 項小学校費の教材整備事業及び東小学校校舎・屋内運動場改築事業、3 項中学校費の教材整備事業の追加及び 9 款教育費 2 項小学校費の麓郷小（中）学校屋内運動場改築事業の変更については、国の補正予算及び国費財源の調整によるもので、事業の完了が平成 25 年度以降となるため、また、7 款商工費、1 項商工費の地域振興消費拡大推進事業については、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が平成 25 年度に及ぶことから、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第 3 条債務負担行為の補正は、第 3 表債務負担行為補正に記載のとおり、平成 24 年度一般廃棄物収集運搬業務委託料及び平成 24 年度リサイクルセンター運営管理委託料については、平成 25 年 4 月 1 日から業務を実施するため、平成 24 年度中に契約事務を進めるもの、また、平成 24 年度東小学校校舎・屋内運動場改築事業費については、このたびの補正予算に繰越明許費として計上の事業費をあわせて請負契約を締結するためのもので、記載の期間及び限度額により、債務負担行為を定めるものでございます。

第 4 条地方債の補正は、第 4 表地方債補正に記載のと

おり、東小学校校舎・屋内運動場改築事業費及び麓郷小（中）学校屋内運動場改築事業費に係る起債の追加で、標記の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法のとおり起債をするもの、五区山部線舗装改修事業費については、特定財源の増額等に伴い起債が不要となったことによる廃止、また、市街地再開発事業費及び公営住宅建設事業費については、事業の追加に伴う起債額の変更、また、中央通 1 バリアフリー化事業費、南 4 丁目 2 道路改良舗装事業費、北 3 号線 2 道路改良舗装事業費及び山部川橋架換事業費については、事業費の確定に伴う起債額の変更で、それぞれ限度額を記載のとおり変更するものでございます。

以上、平成 24 年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 11 号、平成 24 年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,234 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 31 億 3,380 万円にしようとするものでございます。

以下その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

16、17 ページでございます。

2 款保険給付費は、1 項療養諸費で、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費及び療養費の減額、2 項高額療養費で、一般被保険者高額療養費及び 4 項出産育児諸費で、出産育児一時金及び支払手数料の減額、1 億 5,959 万 2,000 円の減額でございます。

3 款後期高齢者支援金等は、1 目後期高齢者支援金で財源振替でございます。

4 款前期高齢者納付金等は、1 目前期高齢者納付金、5 万 8,000 円の減額でございます。

5 款老人保健拠出金は、1 目老人保健事務費拠出金 3,000 円の減額でございます。

6 款介護納付金は、1 目介護納付金 19 万 2,000 円の減額でございます。

7 款共同事業拠出金は、1 項共同事業拠出金で、保険財政共同安定化事業拠出金の追加と、高額医療費拠出金の減額、差し引きいたしまして 219 万 5,000 円の減額でございます。

8 款保健事業費は、1 目特定健康診査等事業費、30 万 5,000 円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして 8、9 ページでございます。

1 款国民健康保険税は、1 項国民健康保険税で、1 目一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分滞納繰越分の追加と、医療給付

費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分の減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分滞納繰越分の追加と、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分の減額、差し引きいたしまして2,550万円の減額でございます。

3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で、1 目療養給付費等負担金、2 目高額医療費共同事業負担金、3 目特定健康診査等負担金の減額、2 項国庫補助金で、3 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金の追加及び1 目財政調整交付金、2 目出産育児一時金補助金の減額、差し引きいたしまして1億6,706万5,000円の減額でございます。

4 款療養給付費等交付金は、1 目療養給付費等交付金、126万1,000円の追加でございます。

5 款前期高齢者交付金は、1 目前期高齢者交付金55万4,000円の減額でございます。

6 款道支出金は、1 項道負担金で、1 目高額医療費共同事業負担金及び2 目特定健康診査等負担金の減額、2 項道補助金で、1 目財政調整交付金の追加、差し引きいたしまして2,087万1,000円の追加でございます。

7 款、共同事業交付金は、1 項共同事業交付金で、保険財政共同安定化事業交付金の追加に、高額医療費共同事業交付金の減額、差し引きいたしまして1,673万3,000円の追加でございます。

9 款繰入金は、1 項他会計繰入金で、保健事業費繰入金の追加、出産育児一時金等繰入金の減額、2 項基金繰入金で富良野市国民健康保険事業給付基金繰入金の追加、差し引きいたしまして5,972万円の追加でございます。

10 款繰越金は、前年度繰越金で、938万9,000円の追加でございます。

11 款諸収入は、2 項雑入で、1 目一般被保険者第三者納付金の追加と、3 項一般会計借入金で、1 目一般会計借入金の減額、差し引きいたしまして7,720万円の減額でございます。

以上よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第12号、平成24年度富良野市介護保険特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1,644万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億9万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11 ページでございます。

1 款総務費は、1 項総務管理費で、職員管理費の市町村職員共済組合負担金率の変更に伴う追加、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料の追加で、72万3,000円の追加でございます。

2 款保険給付費は、1 項介護サービス等諸費で、給付実

績に伴う居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、審査支払手数料の追加と、施設介護サービス給付費、住宅改修費、特定入所者介護サービス費の減額、2 項高額介護サービス等費で、1 目高額介護サービス費の財源振替、差し引きいたしまして、1,510万円の追加でございます。

3 款地域支援事業費は、2 項包括的支援事業・任意事業費で、1 目地域包括支援センター費の市町村職員共済組合負担金率の変更による追加、2 目任意事業費の高齢者配食サービス委託料の追加で、61万8,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7 ページでございます。

3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で、保険給付の実績による1 目介護給付費負担金の現年度分、2 項国庫補助金で、1 目調整交付金の現年度分、651万9,000円の追加でございます。

4 款支払基金交付金は、1 項支払基金交付金で、保険給付の実績による1 目介護給付費交付金の現年度分437万9,000円の追加でございます。

5 款道支出金は、1 項道負担金で、保険給付の実績による1 目介護給付費負担金の現年度分46万3,000円の減額でございます。

7 款繰入金は、1 項他会計繰入金で、保険給付の実績による1 目介護給付費繰入金、2 目地域支援事業繰入金、2 項基金繰入金で1 目介護保険給付費準備基金繰入金等の追加、600万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第13号、平成24年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1,648万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を8億7,695万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7 ページ下段でございます。

1 款下水道費は、1 目一般管理費で、公共下水道事業基金積立金1,648万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7 ページの上段でございます。

6 款繰越金は、前年度繰越金で1,648万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第14号、平成24年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ523万1,000

円を減額し、歳入歳出の総額を1億1,896万9,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更が1件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11 ページでございます。

1 款簡易水道費は、1 項簡易水道管理費で、水質検査委託料の確定に伴う減額と、2 項簡易水道事業費で、簡易水道計装機器更新工事費、学田地区簡易水道配水管移設工事費の確定に伴う減額で、498 万 3,000 円の減額でございます。

2 款公債費は、1 項公債費で地方債償還利子 24 万 8,000 円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして 8、9 ページでございます。

1 款分担金及び負担金は、1 項分担金で、学田地区簡易水道の事業費分担金 52 万 4,000 円の追加でございます。

3 款繰入金は、1 目一般会計繰入金で 561 万 9,000 円の減額でございます。

4 款繰越金は、前年度繰越金で 500 万 9,000 円の追加でございます。

5 款諸収入は、学田簡易水道配水管移設工事補償費で 114 万 5,000 円の減額でございます。

6 款市債は、簡易水道計装機器更新工事費及び学田地区簡易水道配水管移設工事費の確定に伴う簡易水道事業債で 400 万円の減額でございます。

戻りまして 4、5 ページでございます。

第 2 条地方債の補正につきましては、第 2 表地方債補正のとおり、簡易水道事業費の限度額を 1,590 万円から、1,190 万円に変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 15 号、平成 24 年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出に 80 万円を追加し、支出予定額を 3 億 6,631 万 8,000 円にしようとするものでございます。

資本的収入及び資本的支出については、予算第 4 条本文括弧書き中の不足する額 1 億 6,321 万 2,000 円を 1 億 6,337 万 9,000 円に改め、資本的収入から 2,246 万 4,000 円を減額し 3,553 万 6,000 円に、資本的支出から 2,229 万 7,000 円を減額し 1 億 9,891 万 5,000 円にするものと、予算第 5 条に定めた企業債の限度額 4,250 万円を 2,220 万円に改めるものでございます。

以下、その概要について収益的支出から御説明を申し上げます。

6、7 ページでございます。

1 款水道事業費用は、2 項営業外費用の消費税及び地方

消費税で 80 万円の追加でございます。

次に、資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

8、9 ページでございます。

支出の 1 款資本的支出は、1 項建設改良費の 1 目施設整備費で、上五区地区配水管布設工事ほか 3 工事の工事費確定に伴い、2,229 万 7,000 円の減額でございます。

収入の 1 款資本的収入は、1 項企業債の減額と、2 項負担金の配水管移設補償の減額で、2,246 万 4,000 円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 16 号、富良野市財政調整基金の処分について、御説明を申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第 6 条の規定により、平成 25 年度の事業費財源に充てるため、財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳は、農村環境改善センター改修事業の財源として 3,000 万円以内、道路維持補修委託事業の財源として 4,000 万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として 3,000 万円以内、合計 1 億円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 17 号、富良野市公共下水道事業基金の処分について、御説明を申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第 6 条の規定により、平成 25 年度の事業費財源に充てるため、公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内容は、樹海コンポスト施設改修事業の財源として 823 万 2,000 円以内、公共下水道事業基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 18 号、平成 24 年度富良野市水道事業会計資本剰余金の処分について、御説明を申し上げます。

本件は、平成 24 年度富良野市水道事業会計資本剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

処分につきましては、補助金等をもって取得し、みなし償却をしていた資産を撤去したことにより発生した損失について、補助金等を原資とする資本剰余金 263 万 1,950 円で埋めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 19 号、富良野市庁舎等施設整備基金条例の制定について、御説明を申し上げます。

本件は、老朽化が目立ってまいりました富良野市本庁舎を初め、富良野文化会館及び富良野スポーツセンターの将来の施設整備に向けた財源を積み立てるため、基金を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について条を追って御説明を申し上げます。

ます。

第1条は設置、第2条は積立て、第3条は管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰替運用、第6条は処分、第7条は委任に関する規定でございます。

条例の施行日につきましては、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第20号、富良野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、御説明を申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等の全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症への危機管理対策の強化を図るため、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、市域における対策を的確かつ迅速に実施するための対策本部の設置が義務化されたことから、本条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について条を追って御説明を申し上げます。

第1条は趣旨、第2条は組織、第3条は会議、第4条は部、第5条は雑則に関する規定でございます。

条例の施行日につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法の施行の日、(公布の日から1年を越えない範囲内において政令で定める日)からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第21号、富良野市情報公開条例及び富良野市個人情報保護条例の一部改正について、御説明を申し上げます。平成24年度実施いたしました、現行条例の一斉点検におきまして、条文の適正性、運用実態との乖離等の検証を実施し、その結果、整備の必要な条文について改正をしようとするものでございます。

以下、情報公開条例から主な改正内容について条を追って御説明を申し上げます。

第6条の改正は、提出された公開請求書に形式上の不備がある場合は修正を求めることができるようにしようとするものでございます。

第7条第2項の改正及び第9条の2の追加は、公文書の一部公開できることとする場合の決定通知及び公開の方法を規定しようとするものでございます。

第9条の改正は、生命、財産、生活の侵害から保護するため必要と認められる場合は、公開請求に個人情報が記載されている公文書であっても公開できるようにしようとするものでございます。

その他は条項の移動及び用字、用語等の整備をしようとするものでございます。

次に、個人情報保護条例について、第2条の改正は、個人情報の定義を、個人情報の保護に関する法律に従い生存している個人の情報に限定しようとするものでございます。

第7条の改正は、個人情報取扱事務の届け出について、これまで取り扱う事務すべてとしていたところでありましたが、事務の効率化のため、多数の個人情報をまとめて取り扱う場合に限定しようとするものでございます。

第10条の改正は、個人情報の記載された公文書が歴史的価値があると思われる場合は、保存が可能となるようにしようとするものでございます。

第12条第4項の追加は、情報公開条例にならい、公文書の存否を回答するだけで生命、身体等が危険にさらされる場合においては、公開請求を拒否できるようにしようとするものでございます。

その他は条項の移動及び用字、用語等の整理をしようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第22号、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、条例別表中、行革推進市民委員会委員を行政改革推進委員会委員に改め、在宅介護支援センター運営協議会委員を削除し、地域おこし協力隊員を追加しようとするものでございます。

行革推進市民委員会は、これまでの市民委員のみでみずからテーマを見つけ、調査審議をしまいましたが、今後、メンバーに学識経験者、市職員等を加え、市長の要請事項に対し、迅速かつ広範に調査審議する行政改革推進委員会に体制を改めることに伴う委員の名称変更でございます。

次に、在宅介護支援センター運営協議会委員は、平成24年第4回定例会で同センター設置条例を廃止したことに伴う廃止でございます。

また、地域おこし協力隊員は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱に基づき、過疎化や高齢化が進行する地域において住民団体等と連携して、地域力の向上と持続可能な地域づくりにともに取り組もうとする首都圏等の人材を最大3年間の任期として確保しようとするものでございます。

条例の施行日につきましては、平成25年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第23号、富良野市条例の一斉点検に伴う関係条例の整理について、御説明を申し上げます。

本件は、平成24年度実施いたしました現行条例の一斉点検により、整理が必要と判断された条例の改正を、平成24年第4回定例市議会に引き続き行おうとするものでございます。

第1条富良野市部設置条例の一部改正は、現状の事務

分掌と規定の内容に乖離があったことから、改正しようとするものでございます。

第2条富良野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、第3条職員団体のための職員の行為制限の特例に関する条例の一部改正及び第5条富良野市農業推進事業基金条例の一部改正は、引用している法令名等を整理しようとするものでございます。

第4条富良野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正は、引用条例名の整理及び引用している障害者自立支援法が平成25年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることに伴うなどの整備でございます。

第6条富良野市手数料条例の一部改正につきましては、事務取扱のない、動物の飼養又は収容の許可申請手数料、建築線または道路境界線等に関する現地の調査に関する手数料及び農業者年金受給権者の現況証明の農業委員会に関する手数料の規定の削除と、閲覧の際にB判として複写する用紙サイズを現状に合わせA判としようとするものでございます。

第7条富良野市子ども通園センター設置条例の一部改正は、対象児童を現行規定上小学3年生以下としておりますが、運営実態に合わせ就学前児童としようとするものでございます。

第8条富良野市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部改正は、国の事業見直しにより事業名等が変更となっていることに伴い改正しようとするものでございます。

第9条富良野市防災会議条例の一部改正、第10条富良野市国民保護対策本部及び富良野市緊急対処事態対策本部条例の一部改正、第11条富良野市国民保護協議会条例の一部改正につきましては、用字、用語の整理でございます。

条例の施行日につきましては、平成25年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第24号、町の区域の変更について、御説明を申し上げます。

本件は、住民の利便と円滑な行政執行を目的として、新富町の一部を西町へ編入しようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

西町及び新富町は、昭和50年6月に住居表示に関する法律に基づき区域設定を行ったところでありますが、平成9年12月に朝日通りが延長となり、同通が新富町を分断し、町の区域の一部が西町側に存在する状況となっておりますことから、町の境界を朝日通とするよう変更しようとするものでございます。

区域変更の施行日につきましては、平成25年3月22日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第25号、中富良野町道の行政界を越える路線の変更について、御説明を申し上げます。

本件は、平成22年第4回定例会において、行政界を越えた路線認定の承諾について議決いただいた中富良野町道洪毛牛日進線に関し、中富良野町から路線変更に関する承諾を求められたことから、道路法第10条第3項において準用する、同法第8条第4項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

このたびの中富良野町道洪毛牛日進線の路線変更は、北海道が施工する道道奈江富良野線道路改良工事において、町道との交差点位置が変更されたことによるもので、本市が承諾していた、行政界から延長97.33メートル、区域面積1,039平方メートルの路線を行政界から延長46.37メートル、区域面積450平方メートルに変更することに對し承諾を求められているものでございます。

なお、位置等につきましては、配付の議案関係資料を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君）

以上で、本件16件の提案説明を終わります。

日程第8 予算特別委員会の設置

○議長（北猛俊君） 日程第8、予算特別委員会設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号の平成25年度富良野市各会計予算及びこれに関連する議案第16号、第17号、第22号、以上12件につきましては、さきに議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催

いたします。

散 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明、3月1日の議事日程は御手元に御配付のとおりであります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時02分

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 2 月 28 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 今 利 一

署名議員 萩 原 弘 之